

令和 4 年 1 月 13 日



## 2022 年度分ベースロード取引市場(第 3 回オークション) に係る監視について

電力・ガス取引監視等委員会は、本年 11 月に日本卸電力取引所において実施された 2022 年度分ベースロード取引市場(第 3 回オークション)について「ベースロード市場ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」に基づき、供出量、供出上限価格の観点から監視を行いました。

本日、第 3 回オークションに関する監視結果を取りまとめましたので、以下の通り公表します。

### [1] 第 3 回オークション結果の概要

- 第 3 回オークションの約定量及び約定価格は以下の通り。
- 約定量は、北海道市場で 4.0MW (年間 35,040MWh)、東日本市場で 146.7MW (年間 1,285,092MWh)、西日本市場で 409.3MW (年間 3,585,468MWh) であった。
- 約定価格は、北海道市場で 15.69 円/kWh、東日本市場で 13.42 円/kWh、西日本市場で 10.63 円/kWh であった。

	約定量	約定価格
北海道	4.0 MW	15.69 円/kWh
東日本	146.7 MW	13.42 円/kWh
西日本	409.3 MW	10.63 円/kWh

(参考) 3市場における入札価格の分布イメージ (2021年第3回)

各市場の約定価格からの乖離金額に基づき、北海道・東日本・西日本の3市場における入札量を単純合算して事務局作成。売り札/買い札ともに、上位10%及び下位10%に分布する価格帯を点線で表示。但し、最安値及び最高値の入札は、売り札/買い札ともに異常値として除外する。

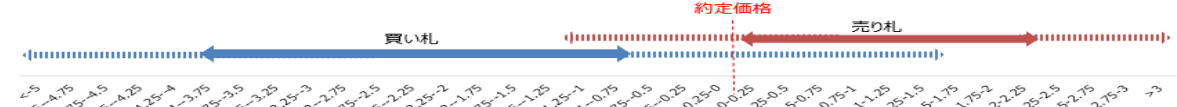
■ : 買い札、■ : 売り札



(参考) 3市場における入札価格の分布イメージ (2021年第2回)

各市場の約定価格からの乖離金額に基づき、北海道・東日本・西日本の3市場における入札量を単純合算して事務局作成。売り札/買い札ともに、上位10%及び下位10%に分布する価格帯を点線で表示。但し、最安値及び最高値の入札は、売り札/買い札ともに異常値として除外する。

■ : 買い札、■ : 売り札



(参考) 3市場における入札価格の分布イメージ (2021年第1回)

各市場の約定価格からの乖離金額に基づき、北海道・東日本・西日本の3市場における入札量を単純合算して事務局作成。売り札/買い札ともに、上位10%及び下位10%に分布する価格帯を点線で表示。但し、最安値及び最高値の入札は、売り札/買い札ともに異常値として除外する。

■ : 買い札、■ : 売り札



2021年度第2回オークションと比べ、売り札平均価格の増加が0.44円/kWhであるのに対して買い札平均価格の増加が1.74円/kWhであった。

	売り札平均価格※1	買い札平均価格※1
2021年度第1回オークション	11.61円/kWh	8.31円/kWh
2021年度第2回オークション	12.73円/kWh	9.08円/kWh
2021年度第3回オークション	13.17円/kWh	10.82円/kWh
前回比増減（第3回-第2回）	+0.44円/kWh	+1.74円/kWh

※1:売り札平均価格及び買い札平均価格は、全エリアの注引量および注文価格の加重平均にて事務局作成。

## 〔2〕第3回オークションの監視結果

- ・ 電力・ガス取引監視等委員会において、各大規模発電事業者の供出状況について詳細な分析を行うとともに、各事業者からその考え方等を聴取すること等により、ガイドラインに基づく取組がなされていたかどうか確認したところ、以下の通りであった。
  - 各大規模発電事業者のベースロード市場における供出量は、いずれもガイドラインで定める投入電力量を満たしており、問題となる事例は認められなかった。
  - 各大規模発電事業者のベースロード市場における供出上限価格は、いずれもガイドラインに沿った方法で設定し、それ以下の価格で市場への供出を行っていることを確認した。
  - ただし、発電コストのうち特に燃料費については、合理性のある算定になっているか、引き続き注視して監視を実施する。

### 〔3〕 今後の対応

- ・ 電力・ガス取引監視等委員会では、ガイドラインに基づき、今後当該第3回オークションにおける以下の監視を進める予定である。
- ① 受渡年度の実績が確定した後、大規模発電事業者から実績発電コスト・実績発電量と想定発電コスト・想定発電量との比較に必要な根拠の提出を求め、実績と想定との乖離に係る合理性を確認する。
  - ② 大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門に対するベースロード電源に係る卸供給価格と推定される価格が、ベースロード市場へ供出した価格を不当に下回っていないか確認を行う。

その確認にあたっては、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売平均料金を参照する。また、大規模発電事業者の自己又はグループ内の小売部門の受渡年度における小売取引において、以下のようなものがあつた場合には、ベースロード市場へ供出した価格との整合性をヒヤリング等を通じて確かめていく。
- 公共入札の結果、落札価格がベースロード市場への供出価格を下回るような取引
  - 小売市場重点モニタリングの調査の対象となつた取引

### 〔4〕 その他

- ・ 小売電気事業者は、スポット市場の価格や需要の変動リスクを定量的に評価し、そのリスク量が経営体力の範囲内に収まっていることを定常的に管理するとともに、ベースロード市場で受け渡しされる商品がリスクヘッジの一つの手段になる点に考慮した入札が望ましい。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
取引制度企画室長 東  
担当者:住田、水町、神田  
電話:03-3501-1552(直通)